

(様式2)

公共施設の見直し方針の概要

1 方針の趣旨

本市では、合併前に整備された多くの施設を引き継ぎ、今日まで行政サービスに活用してきました。しかし、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方も変わりつつあります。また、本市の財政状況は、合併特例措置の終了に伴い、普通交付税等の加算額が平成27年度から段階的に削減され、歳入が大幅に減少することが見込まれており、限られた財源の中で、効率的・効果的な施設運営を行う必要があることから、公共施設の見直し方針を定め、既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた抜本的な見直しを進めます。

2 見直し方針

(1) 対象施設

市が保有する行政財産のうち、公共用財産を対象とします。

(ただし、個別の再配置計画等により見直しを行うこととしている学校、保育所、幼稚園、公営住宅、病院及び道路は除く。)

※ 公共用財産：一般に広く市民が利用することを本来の目的とするもの

(2) 基本的な考え方

現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、次の観点から見直します。

- ・ 市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか
- ・ 効率的・効果的な管理運営方法となっているのか

(3) 見直しの視点と方向性

客観的に見直しの妥当性が判断できるよう、次の6つの視点から分析・検証し、総合的に判断します。

ア 施設の設置意義からの視点

設置目的と市民・利用者ニーズの不一致（廃止、用途変更）

設置目的と利用実態の不整合（廃止、移譲、用途変更）

イ 施設の機能からの視点

施設間での機能重複（廃止、統合、用途変更）

民間施設との競合（廃止、移譲、用途変更）

市全域から見た適正配置（統合）

ウ 施設の利用状況からの視点

利用率の低下（廃止、用途変更）

利用者が一部地域や団体等に集中（移譲）

エ 施設の劣化からの視点

施設劣化（廃止、機能移転、改修維持）

機能維持に多大な財政負担（廃止、機能移転）

オ 管理形態からの視点

より効率的な管理運営が可能（機能移転、管理形態の見直し）

民間事業者の専門性やノウハウの導入が必要（管理形態の見直し）

カ 受益者負担の適正化からの視点

適切な使用料設定（使用料の見直し）

使用料減免の適切な運用（減免規定等の見直し）

3 施設分類別の見直し方針

対象施設を分類し、それぞれの状況に合わせて、おおむね下記の方針に基づき見直します。なお、市が引き続き設置することとした施設は、管理形態の見直し、使用料の見直し及び減免規定等の見直しを行います。

ア レクリエーション・スポーツ施設

社会体育施設（廃止、改修維持）、都市公園・公園（管理形態の見直し）

イ 産業振興施設

農林水産施設（移譲、廃止、用途変更）、商工施設（廃止、用途変更、移譲）、
観光施設（移譲、廃止、用途変更）

ウ 集会施設

集会施設（移譲）

エ 文教施設

公民館（機能移転、改修維持、移譲）、図書館（機能移転、改修維持）、
歴史・文化施設（機能移転、統合）、生涯学習施設（移譲）

オ 医療・社会福祉施設

診療所（機能移転、改修維持）、介護・老人福祉施設（廃止、統合、移譲）、
保健施設（統合、用途変更、機能移転）、子育て支援施設（機能移転、移譲）

カ 交通関連施設

駅舎（管理形態の見直し）、駐車場（廃止、移譲）、バス待合所（廃止）

キ その他施設

その他施設（エコエネルギーセンター、定住促進住宅（久僧団地））

4 見直しの進め方

公共施設の見直しに当たっては、施設運営に関する情報等を整理し、本方針に基づいた各施設の見直しの方向性を検討します。さらに、平成31年度までに取組が完了することを目標に見直し計画を作成し、これにより施設の廃止、統合及び委譲等を進めます。

5 その他

（1）見直しを進める上での留意点

廃止後の施設の利活用の方策、利用者への代替措置等、施設の運営を専ら委ねられていた団体従業員の雇用について留意しながら進めます。

（2）方針の見直し

本方針は、第2次行財政改革の期間終了に合わせて見直しを行います。ただし、更に見直しが必要であると判断した場合には、その都度見直しを行います。